

Title	黄自進君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1990
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.63, No.3 (1990. 3) ,p.148- 153
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19900328-0148

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事

黄自進君学位請求論文審査報告

黄自進君提出の学位請求論文『犬養毅と中国』の構成は、次の通りである。

序章

- 一、中国国民革命と日本
 - 二、中国情勢をめぐる犬養の対応
 - 三、犬養の対中工作における基本原則
 - 四、日中関係における犬養の役割
- 第一章 犬養毅と北清事変
- 一、序論
 - 二、北清事変以前の犬養と中国
 - 三、北清事変勃発時の犬養と中国
 - 四、北清事変以後の犬養と中国
 - 五、結論
- 第二章 犬養毅と辛亥革命
- 一、序論

- 二、辛亥革命以前の中國改革運動との関わり
- 三、辛亥革命前期における活動
- 四、辛亥革命後期における活動
- 五、結論

第三章 犬養毅の革命党への対応の変化に関する考察

- 一、序論
- 二、第二次革命以前の犬養と中国
- 三、第二次革命期の犬養と中国
- 四、第二次革命以後の犬養と中国
- 五、結論

第四章 犬養毅の中国大陸権益論

- 一、序論
 - 二、第二次革命以前における中国権益論
 - 三、対華二十一カ条に対する中国権益論
 - 四、パリ講和会議前後における中国権益堅持論
 - 五、中国権益放棄論への転換
 - 六、結論
- 第五章 犬養毅と中国国民革命運動
- 一、序論
 - 二、辛亥革命以前の犬養と孫文
 - 三、辛亥革命期の犬養と孫文
- 一、孫文との交流を中心に――

四、辛亥革命以後の犬養と孫文

五、結論

第六章 犬養毅と中国国民政府

一、序論

二、犬養の国民政府に対する評価の変化

三、政友会総裁就任以後の犬養と国民政府

四、総理大臣就任以後の犬養と国民政府

五、結論

附章 吉野作造の五四運動観

— 犬養毅との対比を中心に —

一、序論

二、吉野作造の初期中国観

(一) 中国滞在による体験

(二) 中国政策論の転換

三、吉野作造の五四運動観

(一) 五四運動の背景と原因

(二) 日本が採るべき姿勢及び中国への展望

四、五四運動以後の吉野作造の中国観

(一) 段祺瑞の失脚と新文化運動

(二) 山東出兵及び満州問題

五、結論

近代日本政治史上、中国と深い関わりを有した政治家の代表

として犬養毅を挙げることができる。本論文は、この犬養の中国との関係を考察することにより、近代日本における日中関係の一端を明らかにすることを目的としている。犬養と中国との関わりは、明治三十(一八九七)年の孫文来日にはじまり、各時期ごとに濃淡の差はあるにせよ、昭和七(一九三二)年の五・一五事件により犬養が暗殺されるまで三十余年にわたる続いた。黄君は、かかる全期間を考察の対象とするという大業をなし遂げている。以下、各章ごとの内容を概観し論評を加える。

第一章は、明治三十年の孫文来日から辛亥革命以前に至る期間までの犬養の中国改革運動に対する援助の実態を、北清事変を中心に、事変前、事変下、事変後の三期にわけ考察する。その結果、まず、犬養の革命党、立憲派の各々に対する交流と援助が上記三期間を通じて一貫して行なわれていたことが明らかにされている。たとえば、犬養の援助は、日本亡命中の孫文、康有為両派活動家の生活費の支援を始め、革命党の秘密軍事学校設立や同盟会結成、立憲派が国会開設運動を企画して設立した政聞社に対する援助等、多岐に亘っていた。以上のように犬養の革命党、立憲派支援の姿勢は一貫して堅持されていたものの、彼がかかる援助を行なうに至る動機や目的は、両派各々の理想と必ずしも合致するものではなかったことが明らかにされている。つまり、北清事変以前における犬養の援助は、清朝政府牽制の目的をもっておこなわれ、同事変により清朝政府が弱

体であることが判明して以降は、中国に欧米列強に対抗しうる安定した親日政権を樹立することを第一義に置きつつ行なわれた。とりわけ、北清事変以降における犬養の援助の目的に関するかかる指摘は新鮮である。

第二章は、辛亥革命期を考察の対象とし、この革命が共和政治を唱えた革命党により起こされたものであるにもかかわらず、当該期の犬養が、康有為の「虚君共和論」を基に、革命党と立憲派が提携すべきことを、孫・康に勧めた理由を分析している。従来の研究は、犬養がかかる提携工作を行なうに至る理由について、犬養とり中国の理想の政体は立憲君主制であったためとか、日本流の立憲君主政治を基にした公武合体を考えていたため等としてきた。黄君は、これらの説が裏づけや説得力に欠けることを指摘しつつ、前章の論証を踏まえた新たな解釈を提示する。つまり、両派提携を画した犬養の行動は、両派が各々掲げる理想や方針を尊重することよりも中国に安定した親日政権を樹立することを第一義に置き中国革命運動を支援する犬養の従前よりの基本姿勢から導き出されたものであった。具体的には、必ずしも磐石とはいえない革命党を立憲派と提携させることにより反日の袁世凱と対抗可能な勢力を中国に構築することに直接の目的があったとする。黄君は、このことを次のような事実から裏づける。すなわち、袁は、革命党の唱える共和政治を容認する代償として革命党から政権譲渡をはかろうとしたが、犬養はそれを阻止しようとした。とりわけ、従来の研究におい

ては看過されがちであった犬養の二回目の中国渡航に着目し、かかる渡航目的が袁の臨時大總統就任を阻止し南北妥協を打破することにあったことを明らかにしていることは注目される。

第三章は、犬養と孫文を中心とする革命党との関係が第二次革命を契機として疎遠になっていったことを明らかにしている。先行研究においては、かかる両者の交流が疎遠になった時期について、辛亥革命直後とする説と、第三次革命を契機とするという説があった。本章は、これら両説のいずれにも修正を迫るものである。まず黄君は、犬養の次のような南方支援の活動を指摘することにより前者の説を正確でないとする。すなわち、犬養は、国民党代理理事宋教仁暗殺に伴い中国の南北関係が緊張する中、日本の外務省を中心に構想された援袁政策を非難し、これを牽制していた。したがって、犬養の南方支持の姿勢は、少なくとも第二次革命勃発時まで続いていたとする。次に後者の説に関しては、第二次革命以降、犬養の従前よりの積極的な南方支持の姿勢に微妙な変化がみられることを次のような諸事実より裏づけている。たとえば、第二次革命の失敗に伴う孫文の日本亡命は、犬養の助力により実現したにもかかわらず、二年半余りに亘る孫文滞日中、両者の交流は極端に少なかった。黄君は、孫文の行動を日夜監視した記録によりこのことを明らかにしている。また、第一次世界大戦勃発を契機として反袁運動を企図した孫文は、犬養に資金協力を要請した。しかしながら、犬養がこれに積極的な対応を示した事実は見い出せず、さ

らには黄興召還運動をめぐる犬養の革命党への協力も消極的であった。犬養は第三次革命勃発に際し従来の革命党支持一辺倒の姿勢を放棄する意味の主張を公けにするが、上記の諸事実より、こうした犬養の姿勢の変化は第二次革命直後よりすでに生じていたと見做すことができるとする。

第四章は、明治期から大正期にかけての犬養の中国權益論に焦点を絞り考察し、彼の主張が二度にわたり大きく変化したこと及び変化の理由を明らかにしている。まず、犬養の中国權益をめぐる主張の最初の変化は、第二次革命を契機に生じたところに、つまり、第二次革命以前の犬養は、日露戦争後の旅順獲得に消極的であったことや、辛亥革命期の対中借款をめぐる權益拡大論への反対、さらには第二次革命期の滿蒙出兵反対論にみるごとく、日本の中国における權益拡張に興味を示していなかった。しかし、第二次革命以後の犬養は、日本の中国における權益拡大を第一義に考えるようになる。このことは、たとえば、犬養が日本の第一次世界大戦参戦に際して日本による膠州湾掌握は当然との主旨の発言をし、さらに、対華二十一ヶ条要求をめぐる日本が列国より優越的な地盤を築くのは妥当であるとしたこと等に示された。また、犬養は、列国と対立し講和条約調印を拒否しても日本の山東權益を堅持すべきであるとの主張さえ展開していた。黄君は、こうした犬養の主張の変化の理由に、関し次のように分析する。つまり、犬養は、第二次革命を通じて革命党の勢力が予想外に弱体であることが判明したため、同党

を通して中国に親日政権を樹立するという理想を放棄し、むしろ日本が直接中国において列国に優越した基盤を構築すべきであると考えるようになったとする。中国權益をめぐる犬養の主張のさらなる変化は、パリ講和会議を契機に生じた。黄君は、この時期の犬養が山東における日本の軍事及び政治的特権に固執せず、さらには滿蒙權益開放論を唱えるようになったことを、パリ講和会議における日本政府の交渉内容や結果に対する彼の見解から指摘する。興味深い分析であるが、今後、広範なる資料により立論をさらに強化することを期待したい。

第五章は、これまでの論考を踏まえながら、犬養と孫文との交流の実態について、両者の出会いから孫文死去に至る全期間を考察の対象とし検討を加えている。辛亥革命以前における両者の蜜月関係については多くの先行研究がすでに指摘しているところであるが、爾後、両者の関係が疎遠になった事実についての本格的な検証はなされてこなかった。第二次革命以降第三次革命に至る過程において、犬養の孫文を中心とする革命党への支援が消極的であったことは、第三章において論じられていたが、本章においては、これ以降も両者の距離が埋まらなかったことが確認されている。つまり、犬養は、袁死去後の南北対立状況下、中立傍観の姿勢を堅持し孫文を中心とする南方派に傾くことはなかった。たとえば、張勳の清朝復辟強行をめぐる紛争に際し、孫文の南方派は日本の支援を期待したが、犬養は第三国の内政に干渉すべきではないとし彼が孫文の希望に応え

ることはなかった。また、犬養は寺内内閣の援段政策に反対の姿勢を示したが、孫文の段政権打倒政策に同調することはなく、さらに大正七(一九一八)年六月、日本政府の援助を求め犬養にその周旋役を期待しつつ来日した孫文に犬養が会った形跡もない。以後、孫文がソ連への傾斜を深めるに従い、両者の溝がさらに広がったことが指摘されている。以上のように、本章が両者の関係が疎遠になったことを示すという困難な証明に挑戦し、既存研究の欠落部分を補っていることを評価したい。また、両者が疎遠になる原因は、各々抱く目的や理想の相違としてすでに蜜月期に内包されていたとの分析もユニークである。

第六章は、大正一四(一九二五)年の孫文死去及び国民政府樹立から昭和七(一九三二)年の五・一五事件による犬養暗殺までの期間における犬養と国民政府との交流の実態を考察している。孫文死去以降における犬養と中国との関係については、満州事変をめぐる犬養の対応等を論じた先行研究が存するものの、上記期間全般にわたるかかると両者の交流の実態を系統的に論じたものは、本論者が嚆矢であろう。前章においても若干触れられていたごとく、大正期後半の犬養は、孫文が連ソ容共傾いていたため彼を中心とする国民革命運動への期待をすでに喪失していた。加うるに、犬養自ら事実上政界を引退していたこともあり、彼が国民政府樹立や同政府による北伐政策をめぐる積極的に発言した形跡はない。しかし、こうした中国情勢をめぐる発言に消極的であった犬養の姿勢も、南京で行なわれた

孫文の移靈祭参加を契機に変化し、同政府に対し好意的評価を下すようになったことに注目する。本章においては、犬養のかかる変化を、彼が国民政府の関税自主権要求に賛同する姿勢を示していたこと等から裏づけている。また、政友会総裁あるいは首相として犬養が満州事変や満州国建国等の中国問題めぐり公けにした硬論と彼が私的な場において明らかにしていた言動との間には差異が存したことを具体的に検証していることは評価できよう。さらに、犬養が満州問題解決のため中国に送った密使・萱野長知に対し国民政府が無条件で交渉に応じる姿勢を示したのは、同政府の従前よりの犬養への信頼が存していたためと分析しつつ、それだけに犬養の暗殺は日本の中国への重かつ希少な窓口が閉ざされたことを意味したとする。

最後に設けられている附章についても若干言及しておく。本章は、大正から昭和の初頭にかけて中国問題に関し卓越した評論を積極的に展開した吉野作造に焦点を当て、彼の中国観の変遷を犬養のそれと比較しつつ考察している。とりわけ、吉野の中国観が五・四運動を境に根底より変化したが、変化の理由を掘り下げて指摘している点は新鮮である。つまり、明治末の滞中経験等から中国の将来に必ずしも期待を寄せていなかった吉野は、五・四運動以後、その将来性を肯定するようになり日中間係を平等な立場で論じるようになる。また、五・四運動が結果として吉野の中国観にかかる変化をもたらすことになったのは、この運動の目標が単なる排外主義に留まることなく中国国内に

おける専制的官僚主義の排斥や政治的民主化要求を含み、吉野がこのことを的確に認識していたためであるとする。したがって、吉野と異なり犬養の中国観は、五・四運動の前後において変化をみせていないが、これは、犬養がかかる運動の本質と意味を正確に把握しえなかったことに由来すると結論する。

以上が各章の概要及び論評であるが、最後に全体を通じ、黄君の研究の秀れた点を指摘しておこう。

第一は、論述を支える資料が多方面に亘りかつ豊富である。まず、日本へ留学して日なお浅い黄君が、多くの政治家や関係人物の書簡、伝記、回想録等を読みこみ、さらには当時の新聞、雑誌から既存の研究には紹介されていない犬養の言動を多数発掘していることである。また、外務省外交史料館所蔵の未公刊の外務省記録まで丹念に調査し積極かつ的確に引用していることは高く評価されてよい。加えて、邦訳されていない中国政治家の伝記や回想録さらには新聞等、多数の中国側の資料をも用いていることは、既存の犬養研究には見られないところである。

第二は、犬養が交流を持った人物や団体の中国国内における位置づけ、さらには彼等が掲げる理想や目的を正確に把握した上で考察を加えていることである。従来の日本研究者による犬養研究は、中国国内の政治情勢がめまぐるしく変転し複雑なためか、とかくかかる把握を曖昧にしたまま論述を進める傾向があった。したがって、犬養が中国のいかなる人物や団体と交流

を有したかまでは指摘しえても、それが中国の内政との関連においていかなる意味を有するものであるかという論及にまで至らないものが多かった。黄君の研究は、こうした既存の犬養研究の限界を越えるものである。

第三は、犬養が中国との関わりを有した全期間を考察の対象としているだけではなく、犬養の対中姿勢の根底に一貫して存在した国益の追求という点を解明していることは新見解であり、この方面の研究に刺激をあたえるものとして高く評価する。既存の研究は、辛亥革命に対する援助その他、脚光を浴びた事例だけを考察の対象とする傾向があったため、それ以外の期間における犬養と中国との関係は明らかにされていなかった。黄君は、こうした既存研究の欠落部分を積極的に補うことにより犬養と中国との関係を体系的に把握することに成功している。

右の如く、黄君の論文は、近代日本政治史研究及び近代日中関係史研究に大なる便益を与えるものであり、また同君が留学請益の期間を通じて、文字通り「刻苦勉励」せる結果というべきものである。仍つて、ここに審査員一同は、以上を総合して黄自進君が、法学博士（慶應義塾大学）の学位を授与されるに適切であると認定する。

平成元年九月二十日

主査	慶應義塾大学法学部教授	法学博士	中村	勝範
副査	慶應義塾大学法学部教授	法学博士	利光	三津夫
副査	慶應義塾大学法学部教授	法学博士	山田	辰雄